

がん対策推進基本計画に基づく国の主な取組（案）

分野別 施策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 がん医療						
(1)放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成						
	① すべての拠点病院において、5年以内に、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">がん診療連携拠点病院の新指定要件の適用</p> <p style="text-align: center;">※ 旧指定要件に基づくがん診療連携拠点病院については、平成22年4月1日から適用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識及び技能を有する医師・コメディカルスタッフ^(※1)の配置 (※1)医師、診療放射線技師、薬剤師、看護師、放射線治療の精度管理等に携わる技術者 ・ 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室^(※2)の設置 (※2)放射線療法に関する機器(リニアックなど)、外来化学療法室 ・ 化学療法の治療内容(レジメン)を審査し、組織的に管理する委員会の設置 ・ 急変時等の緊急時に、外来化学療法を行う患者が入院できる体制の確保 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(都道府県拠点病院、特定機能病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放射線療法部門」、「化学療法部門」の設置 </div>				
	② 少なくとも都道府県がん診療連携病院及び特定機能病院において、5年以内に放射線療法部門及び化学療法部門を設置	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>がん対策情報センターにおいて、放射線療法・化学療法に従事する医療従事者に対する研修会を実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大学院において、がん医療に専門的に携わる医療従事者を養成</p> </div>				
	③ 抗がん剤等の医薬品については、5年以内に、新薬の上市までの期間を2.5年短縮	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査人員を増員するなど、審査の迅速化、質の向上に関する各種施策を実施。</p> </div>				